

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年5月31日
【会社名】	株式会社セブン&アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井阪 隆一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03)6238-3000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 中村 英和
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03)6238-3000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 中村 英和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年5月25日開催の当社第12回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成29年5月25日

(2) 当該決議事項の内容

(会社提案)

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金45円

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役として、井阪隆一、後藤克弘、伊藤順朗、粟飯原勝胤、山口公義、古屋一樹、安齋隆、大高善興、ジョセフ・マイケル・デピント、スコット・トレバー・デイヴィス、月尾嘉男、伊藤邦雄、米村敏朗の各氏を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、幅野則幸氏を選任するものであります。

第4号議案 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果
(会社提案)

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	6,618,920個	4,047個	8,826個	91.31%	可決
第2号議案					
井阪 隆一	6,437,033個	146,582個	48,168個	88.80%	可決
後藤 克弘	6,474,807個	148,078個	8,900個	89.32%	可決
伊藤 順朗	6,478,494個	144,391個	8,900個	89.37%	可決
栗飯原 勝胤	6,479,820個	143,065個	8,900個	89.39%	可決
山口 公義	6,478,586個	144,299個	8,900個	89.37%	可決
古屋 一樹	6,478,695個	144,190個	8,900個	89.37%	可決
安齋 隆	6,476,409個	146,476個	8,900個	89.34%	可決
大高 善興	6,475,533個	147,352個	8,900個	89.33%	可決
ジョセフ・マイケル・デピント	6,479,645個	143,240個	8,900個	89.39%	可決
スコット・トレパー・デイヴィス	6,518,071個	104,814個	8,900個	89.92%	可決
月尾 嘉男	6,575,119個	47,767個	8,900個	90.70%	可決
伊藤 邦雄	6,508,713個	114,171個	8,900個	89.79%	可決
米村 敏朗	6,574,268個	48,618個	8,900個	90.69%	可決
第3号議案					
幅野 則幸	6,448,794個	174,173個	8,826個	88.96%	可決
第4号議案	6,445,771個	177,194個	8,826個	88.92%	可決

注．各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。